

京都市歴史まちづくり推進協議会委員名簿

(五十音順敬称略)

No.	所属	役職	氏名
1	京都工芸繊維大学工芸科学研究科	教授	石田 潤一郎
2	京都工芸繊維大学	名誉教授	河邊 聡
3	花園大学文学部文化遺産学科 京都大学	教授 名誉教授	高橋 康夫
4	京都工芸繊維大学工芸科学研究科	教授	日向 進
5	京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科	准教授	宗田 好史
6	財団法人 京都市景観・まちづくりセンター	理事長	三村 浩史
7	京都府教育庁指導部文化財保護課	課長	川村 智
8	京都市都市計画局	景観創生監	寺田 敏紀
9	京都市文化市民局文化芸術都市推進室	室長	平竹 耕三
10	京都市建設局建設企画部	技術総括担当部長	横木 孝司

京都市歴史まちづくり推進協議会設置要綱

平成22年11月10日決定

(京都市歴史まちづくり推進協議会の設置)

第1条 歴史都市・京都において継承されてきた固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図り、後世に継承するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「法」という。）に基づく「京都市歴史的風致維持向上計画」（以下「計画」という。）の推進に関する連絡調整を行うことを目的として、法第11条第1項に基づき「京都市歴史まちづくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(調整及び連絡事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について調整及び連絡を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 歴史的風致の維持向上に資する取組に関すること。
- (3) 計画の推進状況の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体の職員及び行政職員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。
- 3 協議会の座長は、委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(運営)

第5条 協議会は、座長が招集する。

- 2 会議の議長は、座長が行う。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(庁内連絡会の設置)

第6条 協議会に提示する本市における事案の調整及び、計画の推進に係る本市の各種政策・事業等の事項について連絡調整を行うため、庁内連絡会を設置する。

- 2 庁内連絡会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 庁内連絡会の会長は、都市計画局都市景観部長とし、副会長は、都市計画局都市景観部景観

政策課長とする。

- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 庁内連絡会は、会長が必要であると認めるときに随時招集する。
- 7 会長は、必要であると認めるときは、別表に掲げる者以外の者を庁内連絡会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 8 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 協議会及び庁内連絡会の庶務は、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課及び都市計画局都市景観部景観政策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、市長が招集する。

別表（第6条関係）

- (1) 総合企画局政策企画室京都創生課長
- (2) 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課長
- (3) 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長
- (4) 産業観光局商工部伝統産業課長
- (5) 産業観光局観光部観光振興課長
- (6) 都市計画局都市企画部都市づくり推進課長
- (7) 都市計画局都市企画部都市計画課長
- (8) 都市計画局都市景観部長
- (9) 都市計画局都市景観部景観政策課長
- (10) 建設局建設企画部建設企画課長
- (11) 建設局道路建設部道路環境整備課長
- (12) 建設局水と緑環境部緑政課長

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（抄）

（歴史的風致維持向上計画の認定）

第五条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

（中略）

- 6 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第十一条第一項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第百九十条第一項の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

（後略）

（認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更）

第七条 第五条第八項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

- 2 第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定について準用する。

（協議会）

第十一条 市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 当該市町村

二 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者

三 第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人（次章において「支援法人」という。）

四 都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者

- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 4 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。



京都市歴史まちづくり推進協議会 の設置について

歴史まちづくり推進協議会の設置

京都市歴史的風致維持向上計画の策定及び認定

◆平成20年11月 **歴史まちづくり法**施行

京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の設置

- ◆平成21年6月 第1回策定協議会の開催
(平成21年7月 計画(素案)パブリックコメントの実施)
- ◆平成21年8月 第2回策定協議会の開催

◆平成21年10月13日 計画の認定申請

◆平成21年11月19日 **計画の認定**

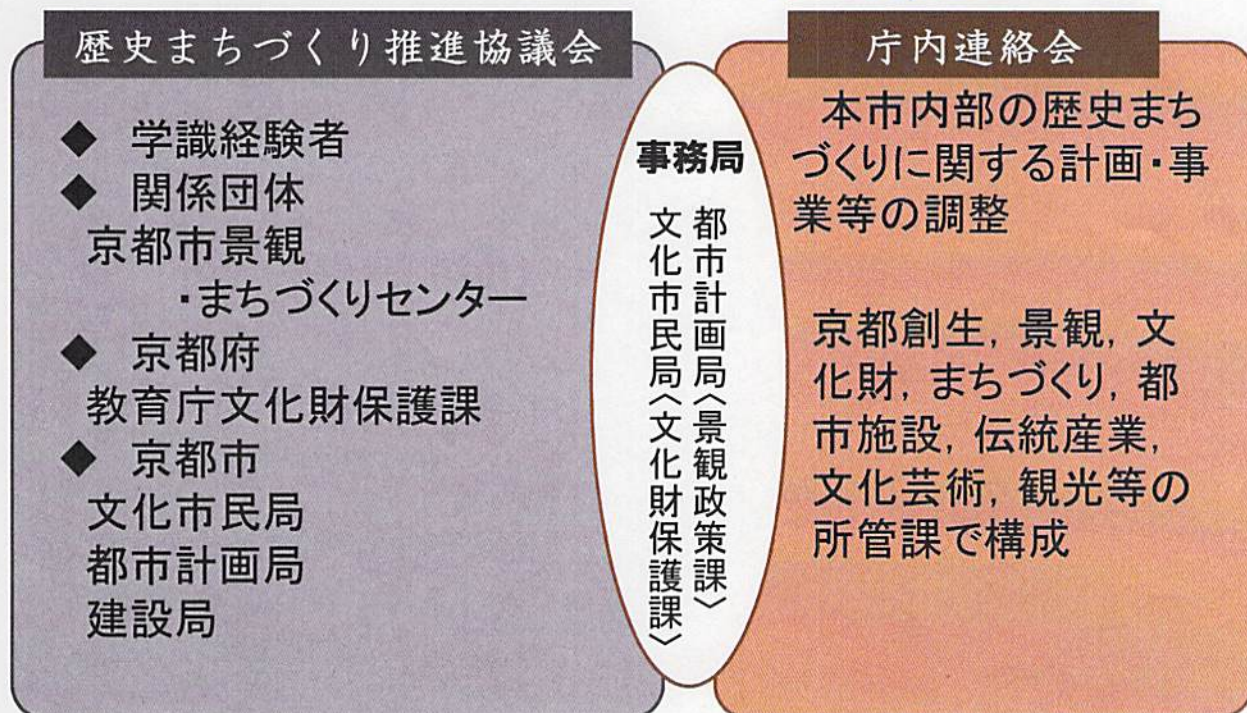
認定京都市歴史的風致維持向上計画の推進

京都市歴史まちづくり推進協議会
(法定協議会)の設置

歴史まちづくり推進協議会の構成

○京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会を移行

○本市庁内の取組に関する調整を行う「**庁内連絡会**」を新たに設置



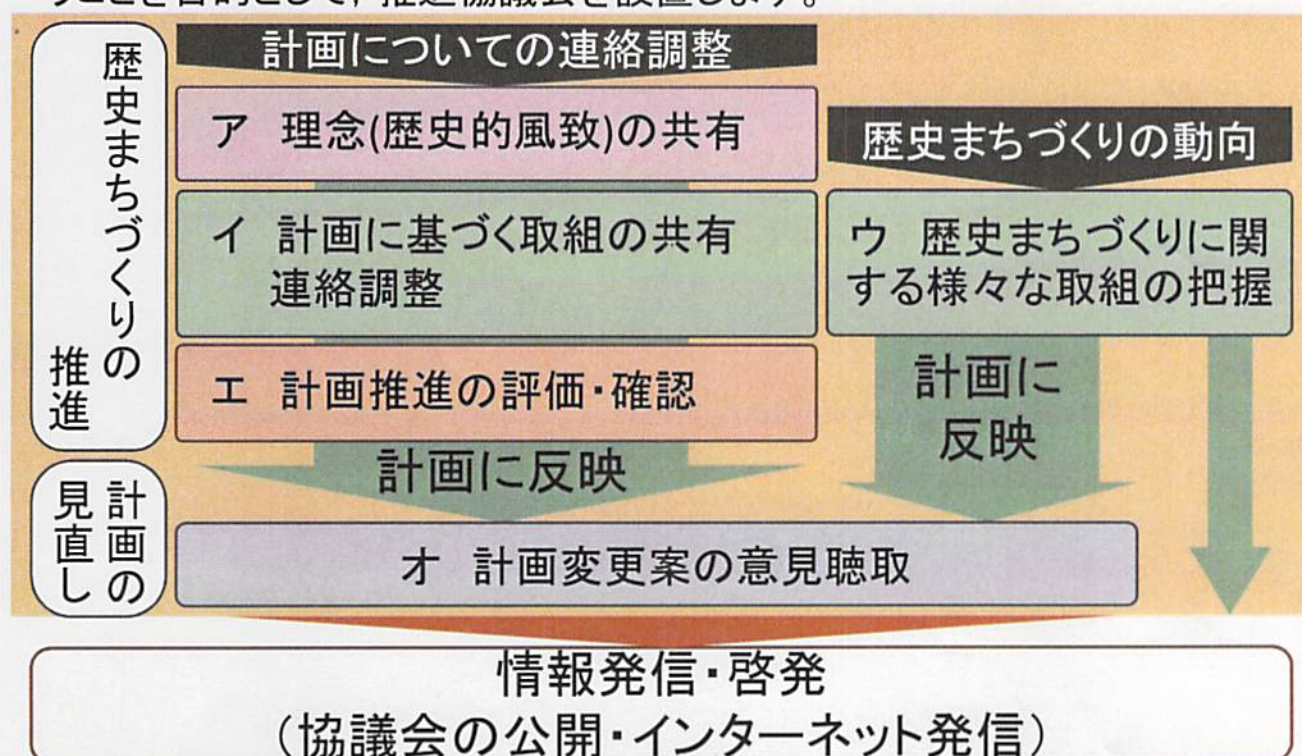
維持向上すべき歴史的風致の構成



ソフトと連携した歴史まちづくり（ハード整備）の推進

歴史まちづくり推進協議会の目的

京都市固有の歴史的風致の維持及び向上を図り、後世に継承するため、歴史まちづくり法に基づく計画の策定、及び推進に関する連絡調整を行うことを目的として、推進協議会を設置します。



イ 計画に基づく取組の共有・連絡調整

- 1 国の支援事業等に関する情報共有
 - ・ 市町村の事業に対する国の支援制度に関する情報共有
 - ・ 歴まち制度の他都市の活用事例等の紹介
- 2 認定計画に基づく取組について、事例紹介
 - ex. 歴史的風致形成建造物の指定及び修理事業
 - 道路の無電柱化等に関する事業
- 3 専門的見地からの御意見

法定協議会としての役割

- 認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整(法第11条第1項)

ウ 歴史まちづくりに関する様々な取組の把握

1 歴史まちづくりに関する様々な主体の取組についての事例研究

ex. 地域のまちづくり活動の事例

(歴史まちづくりに関する機運)

京町家の活用に関する取組事例

2 歴史的風致への寄与に関する専門的見地からの御意見

3 認定計画との連携の可能性についての意見交換

エ 計画推進の評価・確認

1 国の評価制度(策定中)に基づく本市の自己評価に対する意見交換

- ・ 進捗評価: 年に1回予定
- ・ 総合評価: 3年に1回予定

2 取組成果の共有・確認

- ・ 取組成果について現地調査等による確認

法定協議会としての役割

○ 歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価に係る意見聴取
(国土交通省にて検討中)

オ 計画変更案の意見聴取

本市における取組評価や今後の取組予定
地域での歴史まちづくりに関する機運 等



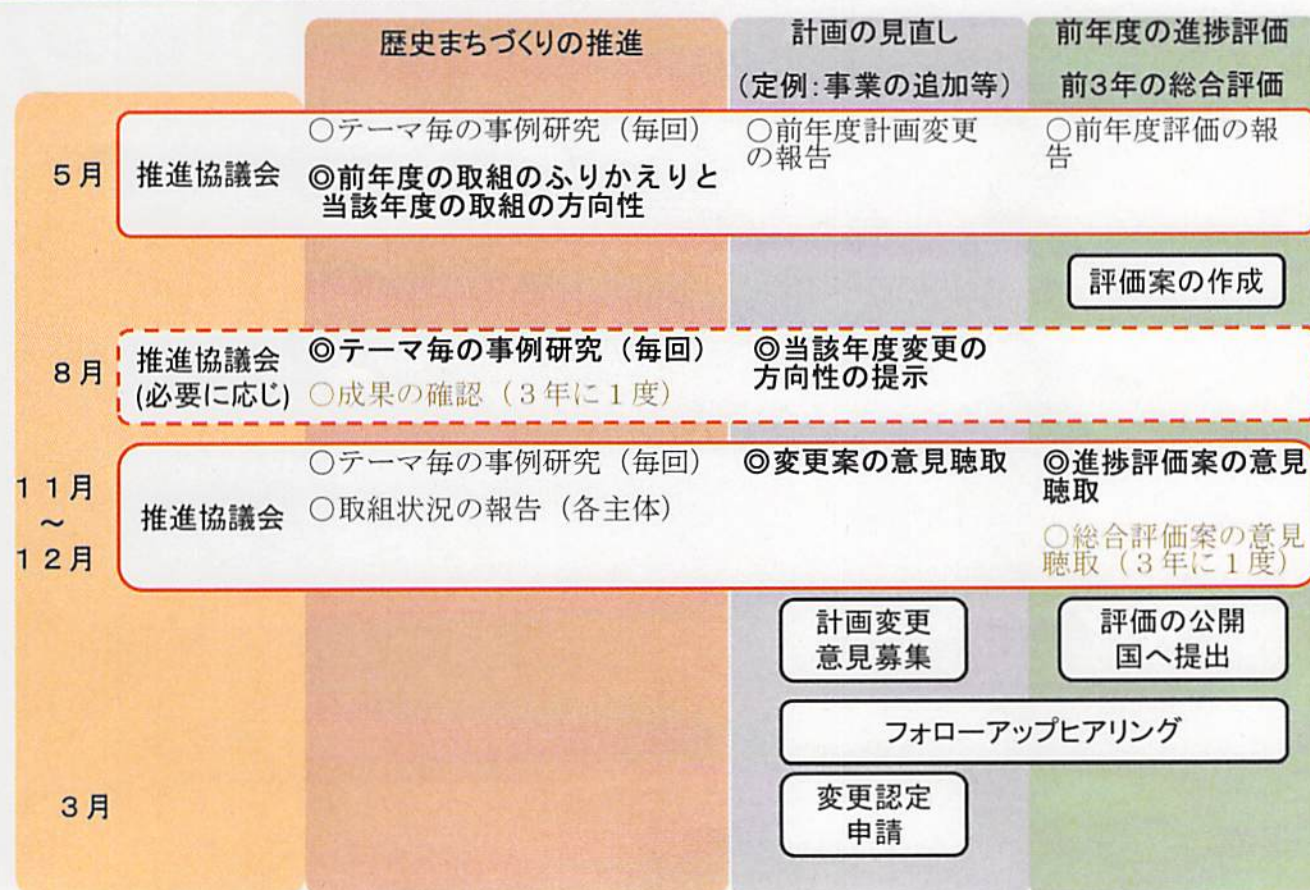
本市の作成した認定計画の変更案について

- | | | |
|---------------------------|---|-----------|
| 1 歴史的風致等の追加 | } | 方針等に係る変更 |
| 2 重点区域の拡大 | | |
| 3 事業、指定建造物の追加等→実施内容に関する変更 | | (年1回程度予定) |

法定協議会としての役割

- 歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する意見聴取(法第5条第5項)
- 歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議(法第11条第1項)

エ 計画推進の評価・確認



京都市 歴史的風致維持向上計画

<概要>

京 都 市



京都は、市街地の三方をなだらかで緑豊かな山々に囲まれ、鴨川や桂川をはじめとする清流が流れる四季折々に美しい自然に恵まれています。その中で、1200年を超える悠久の歴史とわが国を代表する洗練された文化が育まれ、寺社や京町家などの歴史資産が数多く市内に残っています。

そして、この美しい自然と歴史資産を舞台に、京都の人々の暮らしや生業、伝統文化、伝統行事などが営まれ、京都らしい風情ある歴史的風致を形成しています。

本計画は、平成20年に制定された「歴史まちづくり法」(正式名:地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)に基づく計画であり、京都の歴史的風致の維持・向上を推進し、未来の世代に引き継ぎ、京都がいつまでも京都であり続けるため、策定したものです。

もくじ

1	京都市の歴史的風致形成の背景	・・・2
2	京都市の維持向上すべき歴史的風致	・・・3
3	歴史的風致の維持及び向上の意義と基本方針	・・・4
4	重点区域の設定	・・・5
5	重点区域の位置及び区域	・・・6
6	歴史的風致の維持及び向上に資する事業	・・・7
7	歴史的風致形成建造物	・・・8
	参考: 歴史まちづくり法とは	・・・9

【計画期間 平成21年度～平成30年度】

歴史的風致とは

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されており、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

(歴史まちづくり法第1条)

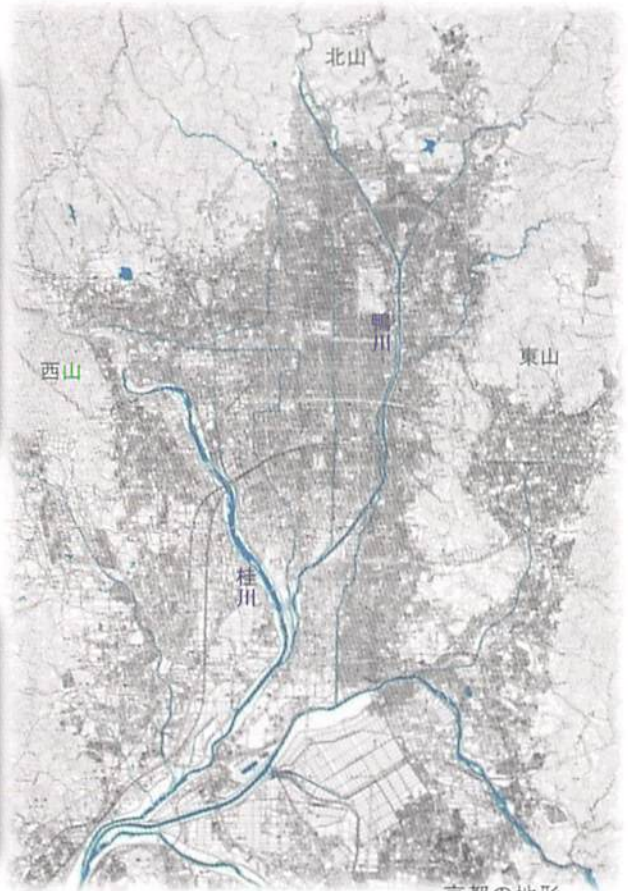
1 京都市の歴史的風致形成の背景

地形・風土・気候

- ・三方を東山、北山、西山などの低くなだらかな山々に囲まれた盆地
- ・山紫水明と称えられる緑の山々と清流（鴨川、桂川）
- ・太平洋側気候と内陸性気候で、四季の移り変わりが明瞭／夏は蒸し暑く、冬は底冷え
- ・このような多様な気候の中で四季折々の季節感や美意識が醸成

歴史

- ・平城京から長岡京を経て平安京への遷都以来、1200年余の歴史を有する都市
- ・様々な時代の変遷を経る中で、それぞれの時代に培われ洗練されてきた文化や生活、歴史的な建造物が現在まで継承



京都の地形

社会的環境

- ・市域面積のうち、森林が約74%を占め、農地は約4.2%，市街地は約17%
- ・伝統産業と先端産業が共存し融合する「ものづくり都市・京都」
- ・学問の都として古くから伝統を持つ「大学のまち・京都」
- ・市街地の周辺では京野菜などの農業生産や林業が盛ん
- ・古くから人々を魅了し、現在でも国内外から年間約5000万人の人々が訪れる国際文化観光都市

文化

- ・伝統産業 伝統的工芸品として指定されている織物（西陣織）、染物（京友禅）、焼物（京焼・清水焼）などをはじめ、多くの伝統産業が集積
- ・伝統芸術 茶道／華道／文学／雅楽／能／狂言／歌舞伎などの活動が盛ん
- ・食文化 京料理／京野菜／酒／漬物など数多くの食の文化が存在
- ・伝統行事 葵祭／祇園祭／京都五山送り火／時代祭など、四季を通じた数多くの伝統行事

2 京都市の維持向上すべき歴史的風致

京都市の維持向上すべき歴史的風致は、京都を育んだ豊かな自然と、千年をこえる古都の歴史と文化が織り成す都市空間および歴史文化遺産群、伝統を受け継ぎ革新を求める人々が営む暮らしの文化や行事、芸術が一体となって形成されており、日本はもとより世界にも類を見ない、良好な市街地の環境です。

祈りと信仰のまち京都

世界遺産をはじめとする寺社や身近な祈りの場である寺社に参詣する人々と、それを迎える門前町などの人々の営みが受け継がれています。



神社・仏閣への参詣路（産寧坂）



門前の町並み（本願寺）

暮らしに息づくハレとケのまち京都

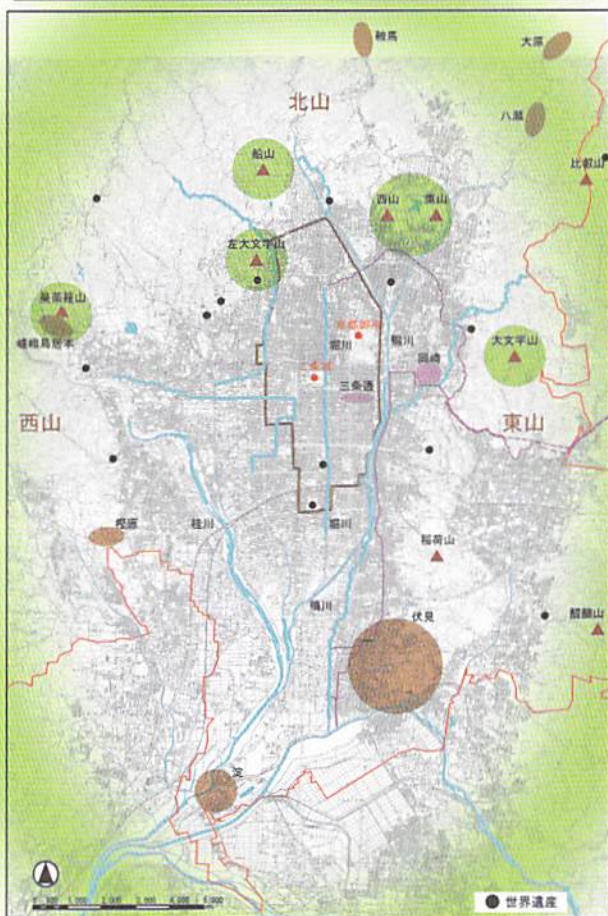
四季を彩る祭礼や京町家、地域のお地藏さん、番組小学校などの暮らしの舞台、京都御苑や二条城などの歴史の舞台において、暮らしに息づくハレとケの営みが受け継がれています。



祭礼（祇園祭 月鉦）※1



暮らしの中のハレ（地藏盆）※2



ものづくり・商い・もてなしのまち京都

西陣や錦、花街など、京町家をはじめとする歴史的な町並みの中で、伝統を受け継いだものづくりや商い、もてなしの営みが行われています。



やきもののまち（五条坂）※3



人々で賑わう錦市場

文化・芸術のまち京都

寺社をはじめ、京町家などの日々の生活の中でも、能・狂言や茶の湯、生け花、美術などの文化・芸術活動、さらにはそれらを支える様々な営みが受け継がれています。



狂言の様子※4



茶道家の表構え・商家の町並み（上京小川）



京郊の歴史的風致

伏見や旧街道沿いのまちなど、かつて都と密接に関わってきた地域では、伝統に培われてきた祭礼や日々の暮らし、生業などの営みが受け継がれています。



伏見城下町の酒造業・水運の町並みと石船



北山杉の山並み

伝統と進取の気風の地

京町家などの歴史的建造物や近代洋風建築のまちの中で、明治以降の近代化を推進した伝統と進取の気風に培われた営みが受け継がれています。



伝統と進取（時代祭）



近代洋風建築のある町並み（三条通）

※1・2 出展：「京町家の再生」（財）京都市景観・まちづくりセンター編 写真撮影：水野克比古・水野秀比古・水野歌夕（以上 水野克比古写真事務所）
※1 協力：（財）月鉦保存会 ※3 提供：陶器祭運営協議会 ※4 第214回市民狂言会より

3 歴史的風致の維持及び向上の意義と基本方針

■ 意 義 ■

京都固有の歴史的風致を維持及び向上させることは、以下のような意義があります。

歴史に育まれてきた伝統文化・産業文化の継承と発展

長い歴史に育まれてきた京都の伝統文化や伝統産業、さらには日本文化そのものを守り、育てます。

生活文化やまちづくり文化の継承と発展

京都の担い手である居住者等が愛着と誇りを持って暮らすまちをつくるとともに、伝統に裏打ちされた優れた生活文化やまちづくりの文化を守り、育てます。

木の文化の継承と発展

木造の寺社や京町家の町並み、さらにはその中で育まれてきた暮らしや伝統文化など、環境にやさしく、そして洗練された京都の「木の文化」を守り、育てます。

歴史都市・京都の魅力や個性の向上

京都らしい風情ある歴史的風致の維持向上を推進することにより、京都の独自性（京都ブランド）をより一層確固たるものにし、京都の魅力や個性などの付加価値を高めます。そのことにより、誰もが「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」そして「訪れたいまち」になります。

■ 基本方針 ■

京都固有の歴史的風致を維持及び向上させるため、以下の7つの基本方針に基づき歴史まちづくりを進めていきます。

歴史的建造物を守り育て、それを活かしたまちづくりを推進します。

歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進します。

地域力によるまちづくりを推進します。

自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進します。

人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進します。

伝統産業を活かしたまちづくりを推進します。

文化芸術を活かしたまちづくりを推進します。

歴史的風致の維持向上

4 重点区域の設定

重点区域の設定

京都は平安京遷都以来、1200年の長きに渡って育まれてきた有形無形の歴史的資産が重層的に共存し、それらが市民の暮らしの中に溶け込み、京都特有の歴史的風致を形成しています。

このような京都特有の歴史的風致を形成している区域は市全域に渡り存在していますが、そのうち歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる区域を重点区域として設定していきます。

本計画の重点区域は、第1次の重点区域として、基本的に文化財等の歴史的建造物が集中している地域の中で、以下の理由により、速やかな支援事業の実施が求められている区域を設定しています。

1. 市街化の進行による歴史的風致の消失の進行を防止するため、景観法に基づく厳しい規制を課している旧市街地型美観地区及び歴史遺産型美観地区の区域
2. 歴史まちづくり法による支援事業（無電柱化・道路整備事業等）の確実な実施が見込まれている区域

具体的には、

これらに当てはまる区域として以下の4つの地区を選定し、重点区域に設定しています。

- ① 上賀茂地区
- ② 歴史的市街地地区
- ③ 歴史的市街地・東寺地区
- ④ 歴史的市街地・伏見地区

重点区域とは

次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である土地の区域を重点区域として設定します。

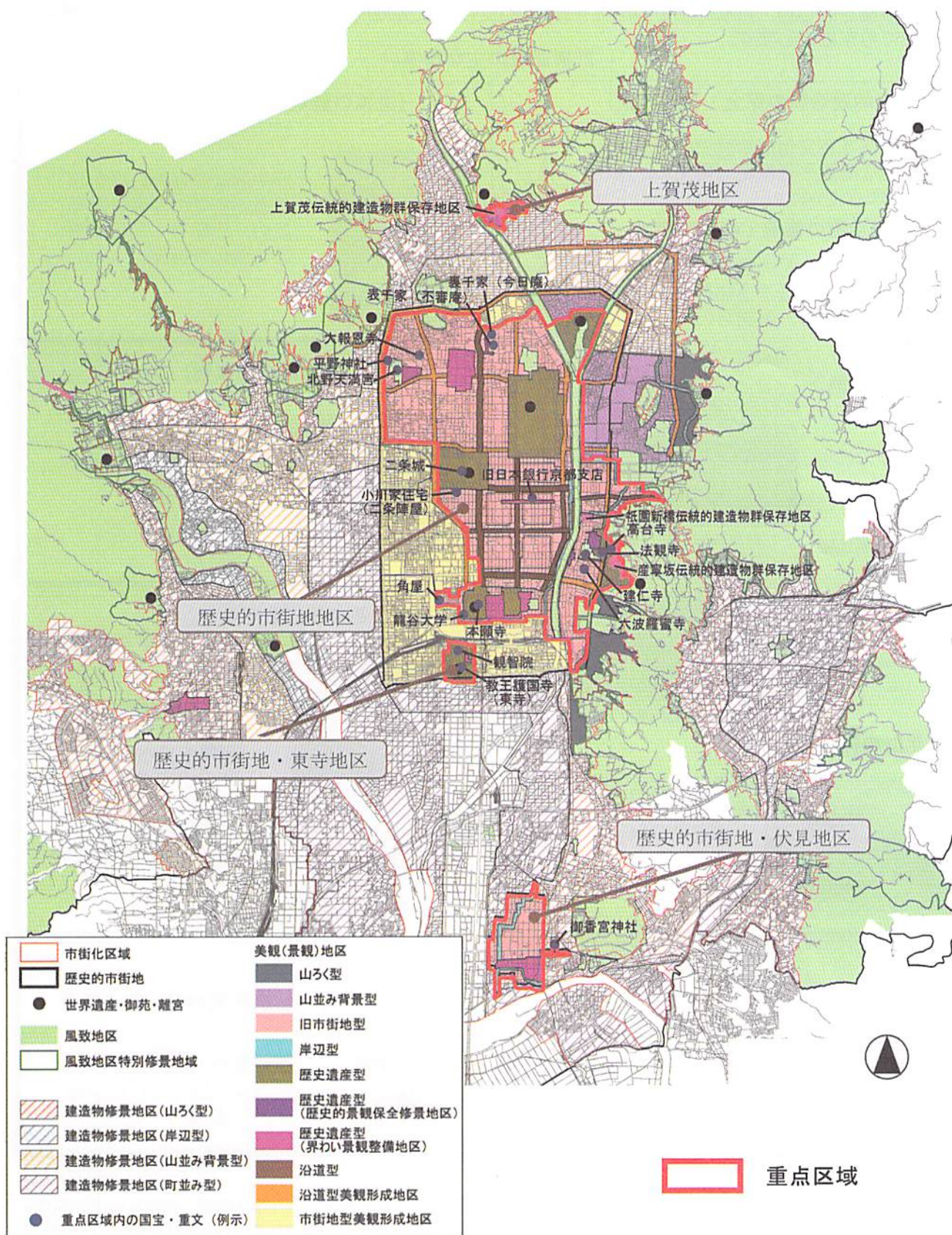
- ・ 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区内の土地

今後の重点区域の設定の方向性

今回設定する4つの地区以外にも、三山の山ろく部や街道筋のまちにおいて、世界遺産をはじめとした様々な歴史的建造物や史跡・名勝など、市内各所に数多くの歴史的資源が点在し、人々に歴史の記憶を呼び起こすとともに、その資源を拠り所に様々な活動が行われ、地域に対する愛着の源になっています。

今後、それらの地域における歴史まちづくりの機運の高まりや地域からの提案、保全施策との連携などを踏まえながら、歴史まちづくりの推進を図っていきます

5 重点区域の位置及び区域



6 歴史的風致の維持及び向上に資する事業

国の支援事業を活用した歴史的建造物の修理・修景に関する助成事業の実施や道路の無電柱化・美装化の事業をはじめ、京都の歴史的風致を維持向上させるためのその他の事業を実施し、本市の歴史まちづくりを推進します。

—計画記載の主な事業—

【歴史的建造物の保全・再生事業】

市内に点在する文化財や歴史的建造物及び歴史的な町並みを保全・再生し、次世代へ継承していく。

●歴史的建造物の修理・修景事業

歌舞練場、酒蔵などの蔵づくりの建造物、町家などの歴史的な建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、屋根等の修理に対して助成を実施。

<事業の事例>



上七軒歌舞練場修理事業



月桂冠旧本社修理事業

●文化財の保存事業



二条城二之丸御殿、東大手門、本丸御殿の構造及び耐震性能の調査等を実施し、保存修理事業を実施。

【道路の無電柱化・美装化事業】



歴史的な町並みに調和した道路空間の整備を図るため、無電柱化及び道路の美装化を実施。

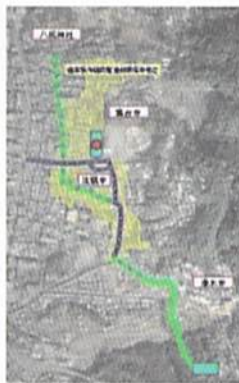
【都市公園事業】



歴史的資産である淀城跡の内堀及び公園の再整備を実施。

【文化財とその周辺を守る

防災水利整備事業】



- ・文化財や伝統的建造物群が存在する東山区清水地域において、防火水槽や消火栓等を整備。
- ・地域住民の防災力の向上を目指した訓練等の取組の推進。

【伝統文化等の保全・活性化事業】

●五感で感じる和の文化事業

(市全域)



市民や観光客が和の文化を気軽に鑑賞し、身近に触れ、体験できる事業を展開。

●「伝統産業の日」関連事業



「伝統産業の日」を設け、伝統産業に触れられる多彩な事業を実施。

その他、計画記載の事業

京町家まちづくり調査／京町家まちづくりファンド／三山森林景観保全・再生ガイドラインの作成／伝統産業技術者の表彰・育成／京都文化祭典事業／「木の文化を大切にするまち・京都」推進事業／間伐材を活用した道路附属物の整備事業／京のみちデザイン指針の策定／観光案内標識等の整備／「歩くまち・京都」の推進 など

7 歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物の指定

京都の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定します。

指定の方針

伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの、その地域において歴史的価値の高いもの、地域の特色が色濃く残っているもので、京都の歴史的風致に深く関わる以下のようなものを指定していきます。

なお、建造物だけでなく、それと一体に構成をなす門・塀などの工作物や庭園も対象とします。

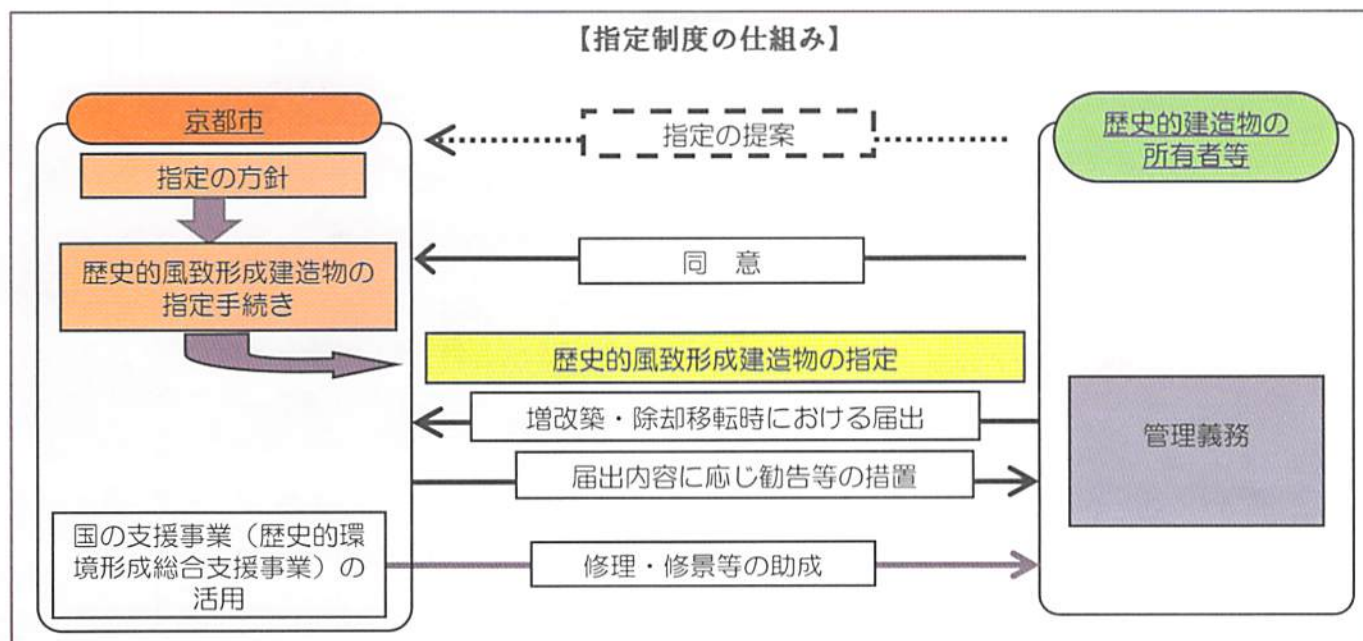
<想定例>

祇園祭などの祭礼を行う上で拠点となる会所や御旅所、人々の暮らしや生業の場としての京町家、神官が居住した社家、花街の茶屋形式の建造物、京都の近代化を象徴する近代洋風建築、酒蔵など

特に次の建造物のうち、京都の歴史的風致に深く関わるものについては、積極的に指定していきます。

国登録文化財、京都府及び京都市指定・登録文化財、景観重要建造物、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物、界わい景観整備地区及び歴史的景観保全修景地区内の建造物

【指定制度の仕組み】



参考：歴史まちづくり法とは

(正式名：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

法律制定の背景

歴史的なまちなみの保全等については、古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法などに基づく制度があります。

しかし、古都保存法はその保存対象を古都の周辺における自然環境に限定していること、

文化財保護法は文化財の周辺環境の整備を直接の目的としているものではないこと、

景観法や都市計画法は規制措置を中心としており、歴史的な建造物の復原などの歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置がないことといった限界がありました。

そこで、地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出す良好な環境（歴史的風致）の維持向上のため、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省共管の法律である歴史まちづくり法が平成20年5月に制定され、同年11月に施行されました。

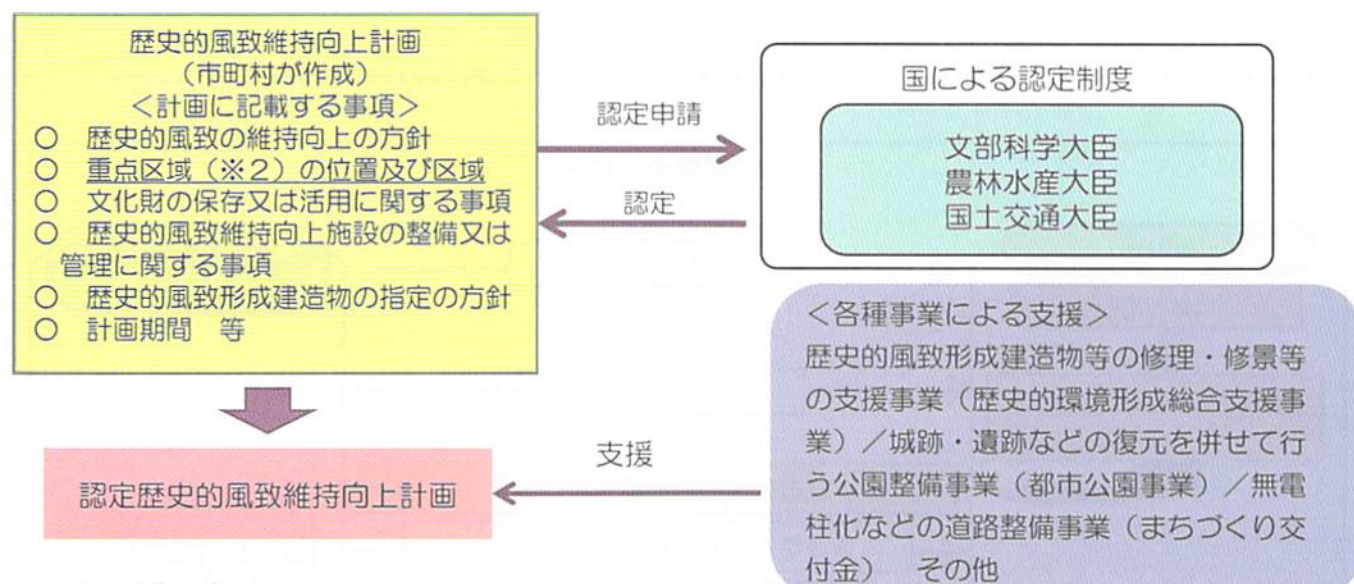
法律の概要

この法律は、市町村の歴史的風致（※1）の維持向上を図るため、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画を国が認定し、その計画に基づき、国の支援も受けながら歴史まちづくりを推進することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展と文化の向上に寄与することを目的としています。

※1 歴史的風致

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されており、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

（歴史まちづくり法第1条）



※2 重点区域

歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である区域を重点区域として設定します。

※ この重点区域の設定は、国の指定文化財等（重要伝統的建造物群保存地区内の土地も含む）の用に供される土地を含む必要があります。

※ 区域内にある建造物等に対し、新たな規制が行われるものではありません。（ただし、歴史的風致形成建造物に指定された建造物を除く。）

京都市歴史的風致維持向上計画
＜概要＞
平成21年（2009）12月発行

京都市都市計画局都市景観部景観政策課
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話：075-222-3397 FAX：075-222-3472
電子メール： keikan@city.kyoto.jp

本計画の本冊は、京都市・景観政策課のホームページに掲載するとともに、同課にて閲覧できます。

※ 景観政策課ホームページへのアクセス

・ ホームページアドレス

（<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-1-0-0.html>）を入力

・ 京都市ホームページ「京都市情報館」より

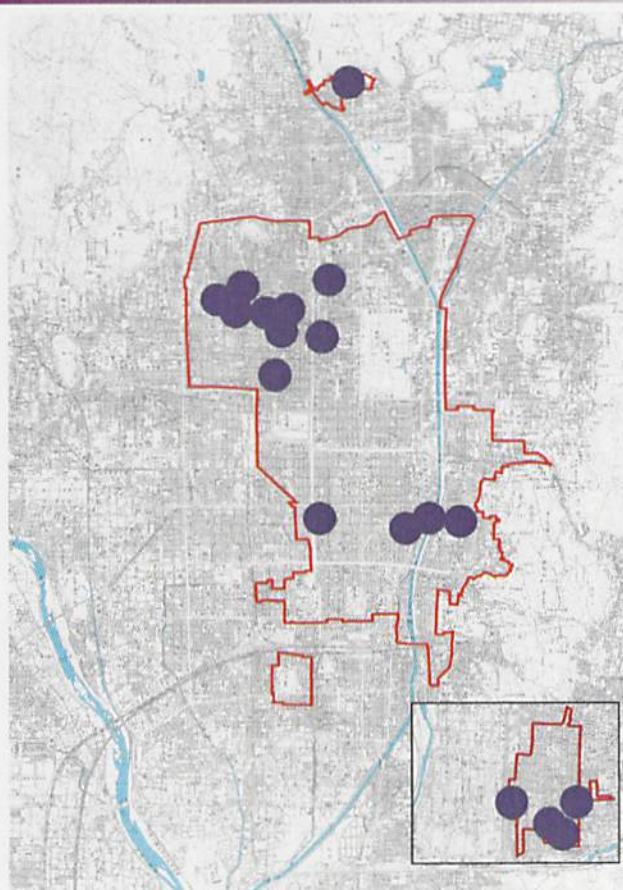
（市の組織⇒都市計画局⇒各課の窓口⇒景観政策課）の順にアクセス





認定計画に基づく取組について

歴史的風致形成建造物の指定(1)



佐々木邸(上京区)	吉田邸(下京区)
鳥彌三(下京区)	松本酒造(伏見区)
黄桜酒造(伏見区)	月桂冠旧本社(伏見区)

歴史的風致形成建造物の指定(2)

上七軒歌舞練場(上京区)	胡乱座(旧長岡家住宅)(下京区)	山中油店(上京区)	梅辻邸(北区)
			
樂吉左衛門(上京区)	加藤邸(上京区)	創芸の会(上京区)	林邸(上京区)
			
帯屋捨松(上京区)	松居邸(旧長尾邸)(上京区)	大島邸(伏見区)	祇園甲部歌舞練場(東山区)
			

歴史的風致形成建造物の修理・修景例(1)

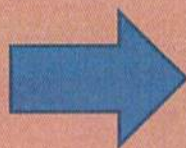
修理前



吉田宗兵衛邸修理事業

- ◆幕末から明治にかけて築造された京町家
- ◆茶道具屋の住居でありお茶の文化を伝える
- ◆外壁・建具及び下屋等を修理

修理後



歴史的風致形成建造物の修理・修景例(2)



松本酒造修理事業

- ◆ 明治から昭和までの多彩な建造物を持つ酒造施設群
- ◆ 東高瀬川べりに並ぶ蔵が伏見を代表する景観を形成
- ◆ 道路沿いの塀を修景



歴史的風致形成建造物を中心とした総合的な取組

歴史的風致形成建造物の修理 【上七軒歌舞練場】

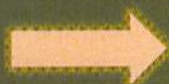
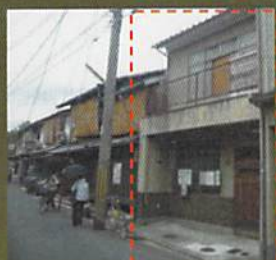


大屋根・
下屋等
の改修
事業
(H21)

H22より無電柱化事業を実施



周辺の歴史的な町並みの修理・修景 【上京北野界わい整備地区】



認定計画の平成21年度末変更について(報告)

平成22年3月31日 認定

上七軒通りの道路修景整備事業に、国の支援事業を活用するため、平成22年3月31日付で計画の変更の認定を受けました。



取組追加等に係る変更(定例変更)

【変更箇所】

P291:備考(国の支援事業等について)

市単独事業

まちづくり交付金事業※
(国土交通省)

※認定計画
に位置付
けることで、
交付率が
5%アップ

P7 :「総論3(1) 策定経過」に当初認定以降
の経過を追加

その他の変更箇所

本文中の文言等の修正及び建造物の件数等
について時点修正

無電柱化候補路線について

平成22年9月22日に、近畿地区無電柱化協議会幹事会が開催され、平成25年度までの無電柱化候補路線が取りまとめられました。

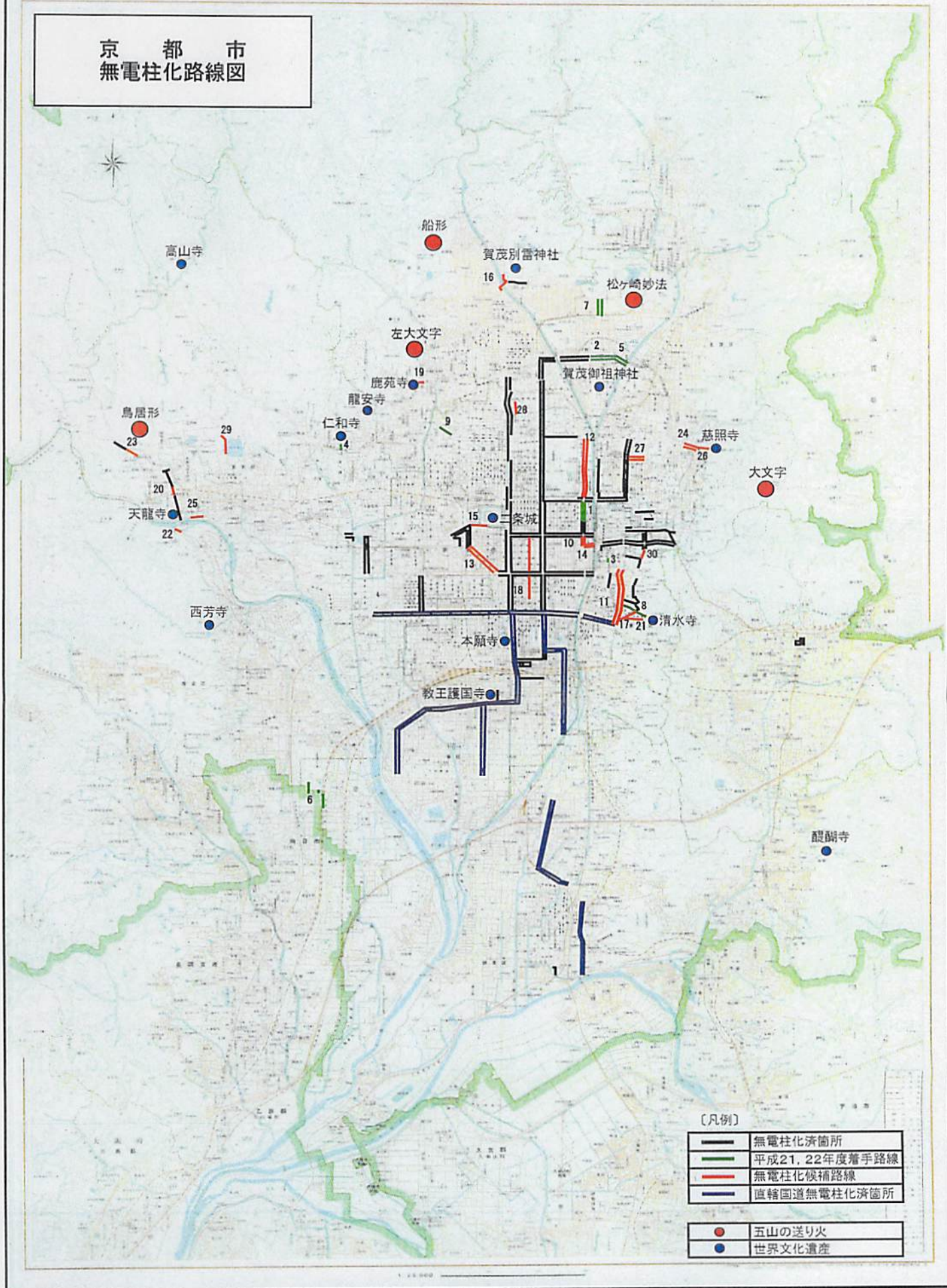
事業実施に当たりましては、地上機器の設置場所の確保、地元住民の皆様の御協力や御理解、予算の確保等の課題について、解決に向けた取組を進めて、事業着手の環境が整った路線から、着手する予定です。

無電柱化候補路線

(単位:m)

着手年度	番号	区 分	路 線 名	管路延長
平成21年度	1	幹線系	下鴨京都停車場線(河原町通:二条通～丸太町通)	920
	2	幹線系	一般国道367号(北大路通:下鴨本通～下鴨経6号線)	800
	3	景観系	弥栄経7号線(巽橋南側・切通し)	40
	4	景観系	御室緯90号線(仁和寺前)	320
平成21年度合計(幹線系1,720, 景観系360)				2,080
平成22年度	5	幹線系	一般国道367号(北大路通:下鴨経6号線～高野橋)	670
	6	幹線系	久世高田地区区画整理事業地内	400
	7	景観系	宝が池通(北山通～宝ヶ池球場前)	800
	8	景観系	松原通(清水寺～東大路西)	600
	9	景観系	翔鷲緯7号線(上七軒通:上七軒交差点～北野天満宮前)	310
平成22年度合計(幹線系1,070, 景観系1,710)				2,780
平成23年度 ～ 平成25年度	10	幹線系	下鴨京都停車場線(河原町通:御池通～三条通)	400
	11	幹線系	京都環状線(東大路通:四条通～五条通)	2,200
	12	幹線系	下鴨京都停車場線(河原町通:丸太町通～今出川通)	2,230
	13	幹線系	後院通(千本三条～四条大宮)	1,540
	14	幹線系	三条通(河原町通～三条大橋手前)	400
	15	景観系	押小路通(神泉苑通～千本通)	430
	16	景観系	京都京北線(上賀茂神社前)	350
	17	景観系	五条通(五条坂:松原通～東山五条)	450
	18	景観系	新町通(御池通～松原通)	1,300
	19	景観系	衣笠宇多野線(金閣寺門前)	110
	20	景観系	宇多野嵐山山田線(長辻通:JR踏切南～丸太町通)	180
	21	景観系	清水道(茶わん坂:清水寺～東大路西)	400
	22	景観系	宇多野嵐山山田線・松尾嵐山緯68号線(渡月橋南)	70
	23	景観系	京都日吉美山線(愛宕街道)	250
	24	景観系	銀閣寺宇多野線(白川通～銀閣寺橋)	700
	25	景観系	二条停車場嵐山線(嵯原堤三条～嵐山高架道路)	230
	26	景観系	銀閣寺宇多野線(銀閣寺橋～銀閣寺前)	200
	27	景観系	東一条通(東大路西～聖護院経1号線)	600
	28	景観系	油小路通(小川通:裏千家前)	250
	29	景観系	嵯峨経37号線(宇多野嵐山山田線～嵯峨緯27号線)	460
	30	景観系	神宮道(青蓮院門跡前)	260
平成23年度～平成25年度合計(幹線系6,770, 景観系6,240)				13,010
平成21年度～平成25年度合計(幹線系9,560, 景観系8,310)				17,870

京都市 無電柱化路線図



翔鸞緯 7 号線 (上七軒通)



上七軒通の整備前



上七軒通の整備後イメージ (1000×800：シルバー系)





京都市歴史的風致維持向上計画の 平成22年度末変更について

京都市歴史的風致維持向上計画の平成22年度末変更について

平成22年度末 予定

新たに指定した歴史的風致形成建造物の修理等に国の支援事業を活用するため、計画の変更認定申請予定。

取組追加等に係る変更(定例変更)

<主な変更箇所>

- ◆歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項の変更
(支援事業を活用予定の事業を追加)(第7章)
 - 道路修景整備事業北野上七軒界わい地区の変更
 - 歴史的町並み再生事業の変更
- ◆新たに歴史的風致形成建造物に指定する物件を追加(第8章)

京都市歴史的風致維持向上計画の変更（案）

京都市歴史的風致維持向上計画について、歴史的建造物の修理・修景に関する助成事業や歴史的な町並みにおける道路の修景整備に関する事業を推進するため、下記のような京都市歴史的風致維持向上計画の変更を行います。

記

1 「第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項」の変更

- (1) 「2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項：(1) 道路修景整備事業」に記載している次の事業の事業内容に(追記事項1)を追記します。

ア 上七軒通周辺整備

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区	H22～H24	社会資本整備総合交付金（国土交通省）

(追記事項1)

無電柱化により設置する設備配管等について、周囲の景観に配慮した修景を行う旨及び上七軒歌舞練場周辺の道路について石畳風アスファルト舗装による美装化を行う旨について追記します。

- (2) 「3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業：(1) 歴史的建造物の保全・再生事業：イ～オ」に記載している次の事業について国の支援事業を活用するため、(追記事項2)を追記します。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業		市単独事業
	H21～H30	歴史的環境形成総合支援事業、景観形成総合支援事業（国土交通省）

(追記事項2)

社会資本整備総合交付金（国土交通省）を活用する旨の記載を追記します。

- (3) 「3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業：(1) 歴史的建造物の保全・再生事業：カ 歴史的風致形成建造物の修理・修景助成事業」へ、次の内容を追記します。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
歴史的町並み再生事業	H21～H30	歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省） 社会資本整備総合交付金（国土交通省）

(事業概要)

歴史的風致形成建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行います。

2 「第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針」の変更

歴史的風致形成建造物の指定及び候補一覧として、次の建造物を追加します。

	外観写真		外観写真
松本酒造 伏見区 (景観重要建造物、歴史的意匠建造物、国登録文化財)		梅辻邸 北区 (景観重要建造物、京都市指定文化財、界わい景観整備地区)	
樂吉左衛門 上京区 (景観重要建造物、国登録文化財、歴史的意匠建造物)		加藤邸 上京区 (景観重要建造物)	
創芸の会 上京区 (景観重要建造物、界わい景観整備地区重要地域)		林邸 上京区 (景観重要建造物、界わい景観整備地区重要地域)	
帯屋捨松 上京区 (景観重要建造物、界わい景観整備地区界わい景観建造物)		松居邸 (旧杉尾家) 上京区 (景観重要建造物)	
大島邸 伏見区 (景観重要建造物、界わい景観整備地区)		祇園甲部 歌舞練場 東山区 (歴史的景観保全修景地区、国登録文化財)	